

深田小学校いじめ防止基本方針

令和3年4月改定

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、本校においても起こり得るとの認識をもって取り組まなければならない。

そのためには、常に保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの早急な対処措置」についての共通理解を図り、組織的に対応していく必要がある。

2 いじめ防止の取組に関する基本理念について

いじめは、全ての児童に関係する問題であり、いじめの防止の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、いじめの防止等にあたっては、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識のもと、「どの学校、どの子にも起こり得る」という危機意識をもつとともに、「いじめられている子を最後まで守り抜く」という強い信念をもち対応にあたるものとする。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。【いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条】より

4 いじめ防止の対策のための組織

(1) いじめの防止に組織的に対応するために、学校いじめ対策組織法第22条に基づき、情報集約担当者を置き、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

いじめ・不登校対策構成員は、校長、教頭、教務主任、情報集約担当者、生徒指導担当者、養護教諭、担任とする。

(2) 「情報集約担当者」は、次のような役割を担う。

ア 調査方法の確認と認知

- ・被害の訴えのあった児童からの聴取
- ・加害の疑いのある児童からの聴取
- ・関係教職員からの情報収集
- ・事実確認の整理といじめの認知
- ・児童及び保護者への説明

イ 対応方針の決定

- ・対応方針及び役割分担の決定
- ・対応方針に対する全職員の共通理解
- ・児童相談所、警察との連携・調整
- ・対応方針に関する関係児童保護者等への説明

ウ 解消に向けた取組

- ・被害児童への支援・ケア
- ・加害児童への指導・支援・ケア
- ・関係保護者との情報共有・支援
- ・PTA、地域との連携
- ・関係機関との連携

エ 解消の判断

- ・被害児童及びその保護者との面談や教育相談による確認
- ・関係児童への聴取及び行動観察
- ・認知後のいじめアンケート等の回答状況

(3) 「いじめ・不登校対策委員会」は、次のような役割を担う。

ア 学校基本方針が学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すPDCAサイクルの検証の中核となる役割

- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係わる情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係わる情報があったとき、緊急に委員会を開いていじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実確認の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための役割
- (4) 「いじめ・不登校対策委員会」は、次の時期に開催する。
 - ア 毎週木曜日の情報交換会で対策を講じる事案が認められたとき
 - イ 心のアンケートまたは教育相談において対策を講じる事案が認められたとき
 - ウ 地域、保護者、担任等から相談を受けたとき

5 いじめの防止に関する具体的な取組

(1) 未然防止 ～ いじめを生まない土壌づくり ～

すべての児童に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。」と理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。また、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度等、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

ア 道徳教育及び体験活動の充実（心の教育の推進）

教育活動全体を通して、児童に自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育・人権教育の充実を図る。また、朝の清掃活動等を通し、ボランティア精神を養ったり、縦割り班活動等を通し、他者と深く関わる体験を重ねたりして、児童の豊かな情操と道徳心を培う。

イ 学級経営の充実、学級活動・児童会活動の活性化

一人一人の児童の居場所が保障された安らぎのある学級づくりを行い、学級活動等で児童一人一人が自分の意見や考えを交流したり、集団として決定したことを実践に移し、問題決や改善を図ったりする機会を設けることによって、児童のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。

ウ 児童の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、児童に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲、行動力を育成する。

また、児童一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

エ 学習指導の充実 ～ 授業づくりの改善と工夫 ～

児童一人一人に「確かな学力」を付けるための指導の在り方について研究し、実践する。

授業では、一人一人の児童ができる喜び・わかる喜びを実感できるよう、日頃から教材研究や授業研究を行うなど指導方法の工夫・改善に努める。

オ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、PTA役員会と定期的に情報交換したり、学校運営協議会との会合を活用したりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

(2) 早期発見・早期対応 ～小さな変化への敏感な気づき・迅速かつ組織的な対応～

ア 早期発見

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さない意識を高く保つとともに、教育相談体制を整える。

① 心のアンケートの実施

アンケートは、6月と12月に実施する。実施にあたっては、児童が素直に自分の心を記述しやすい環境づくりに努め、結果は直ちに管理職に報告する。

② 教育相談体制の充実

各担任、養護教諭は定期的に面談を実施し、児童や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合、児童や保護者の思いや不安・悩みを十分に受け止める。

イ 早期対応

いじめを認知した場合は、次の事柄に留意して、組織的に迅速かつ適切に対応する。

- ① 安全確保
直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保する。
- ② 事実確認
いじめを認知した場合や児童がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめの事実の有無を確認する。
- ③ 指導・支援・助言
いじめが確認された場合には、直ちにいじめを止めさせ、その再発防止のためにスクールカウンセラー等の外部組織の協力も得ながら複数の教職員等によって、いじめを受けた児童やその保護者への支援、いじめを行った児童への指導またはその保護者への助言を行う。その際、対応したことは記録として残しておく。
- ④ 情報提供
いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者にも必要に応じて提供する。

ウ 関係機関との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合、教育的な配慮や被害児童等の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談し、適切に援助を求める。なかでも、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

エ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイトを確認し、デジタルカメラ等で記録し、当該児童及びその保護者に連絡し、削除を要請する。なお、保護者に削除後の確認を行う。

オ 教職員の資質能力の向上

「いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得る問題である」という基本的認識に立ち、すべての教職員が児童としっかり向き合い、いじめ防止等にしっかりと取り組める資質能力を身に付けられるよう「深田っ子がんばりカード」等を活用した実践及び校内研修に努める。

カ 家庭・地域との連携

保護者や地域住民の信頼関係を構築し、児童の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめ防止等の取組について、PTA総会・役員会・運営委員会・学級懇談会等の機会に情報交換を行う。

キ 継続的な指導・支援

「いじめ・不登校対策委員会」を定期的に行い、児童の人間関係を継続的に注視していく。

いじめを受けた児童については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。

また、いじめを行った児童については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる心情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。

さらに、当該児童の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や児童の言動等を継続的に把握する。

ク 取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等を利用して確認するとともに、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

6 いじめに対する措置

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

- いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- いじめる子どもには、行為の善悪をしっかり理解させ、反省・謝罪をさせる。
- 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談し協力を求める。
- いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

※「いじめが解消している」状態とは・・・
次の2つの条件が満たされている必要がある。

- ①いじめに係る行為が止んでいること

- ・その期間は少なくとも3か月を目安。
- ・いじめ被害の重大性からさらに長期間の注視期間を設定。
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認。
- 必要に応じて、教育委員会や「いじめ・不登校サポートチーム」、関係機関等との連携を図る。
- いじめの4層及び保護者に、教育的配慮をもってそれぞれをしっかりと支援・指導する。